

伊吹高等学校ホッケーグラウンド整備業務 仕様書

1 業務名

伊吹高等学校ホッケーグラウンド整備業務

2 業務場所

滋賀県立伊吹高等学校 米原市朝日302

3 業務期間

契約締結日から令和7年8月27日（水）まで

4 業務内容

(1) 処分業務

グラウンド内に点在する次の物品について関係法令を遵守し適切に処理すること。

①人工芝

ア. 帯状 $W1m \times 430m$

$W1m \times L10m \times 42本 = 420m$

$W1m \times L1.25m : 8本 = 10m$

イ. シート状 $386m^2$

$W4.5m \times L18.22m \times 3枚 = 246.0m^2$

$W3.8m \times L16m \times 1枚 = 60.8m^2$

$W4.5m \times L17.7m \times 1枚 = 79.2m^2$

②古タイヤ（各種サイズ、一部ホイール付き有り）

90本

③枕 木

$L: 2.2m \times W: 0.4m \times H: 0.1m : 8本$

(2) 堆積土掘削業務

ホッケーグラウンド内のうち、担当職員が指定する表層の土が著しく堆積している箇所を掘削する。掘削土は処分のため校外に搬出する。

ア. 堆積土掘削 $W10m \times L104m = 1,040m^2$

イ. 掘削土運搬処分 $104m^3$

(3) 整地・仕上げ業務

ホッケーグラウンドを専用機械により整地・仕上げを行う。黒土混合土は奥アンツーカ株式会社（東大阪市長田東3－2－7）から調達し、担当職員が指定する箇所に搬入する。

ア．補足砂 104 m³

イ．整地・仕上げ $W 6.4 \text{ m} \times L 10.4 \text{ m} = 6,656 \text{ m}^2$

ウ．黒土混合土 8 m³

（4）諸経費

ア．重機運搬 一式

イ．法定福利費 一式

ウ．諸経費 一式

5 施工条件

（1）施工基準

本業務は、本仕様書、図面等を遵守し、完全に施工すること。

（2）業務可能時間

業務の時間は施設管理者と協議し、学校運営に支障のない時間帯に実施すること。原則として8時30分～16時50分とする。

ただし、施設管理者との協議により作業時間の変更は可能とする。

（3）業務の着手

- ・業務に着手する前に担当職員と十分に打ち合わせおよび協議を行い、業務完了までの工程表を担当職員に提出し、方法等は全て担当職員と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。
- ・業務車両の搬入時期、方法等は全て担当職員と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。
- ・施工に伴い既存構造物の一時移設および復旧が発生する場合は、必要に応じて担当職員立ち合いのもと実施しなければならない。
- ・本業務に関連する他の業務や点検がある場合、当該受注者と連絡を密にとって相互に協力しあい、円滑な施工に努めなければならない。

（4）安全対策

- ・車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、騒音、振動等の公害が発生しないように留意し、業務全般に万全の対策を講じること。
- ・資材や機器、重機の搬入、搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、担当職員や施設管理者と協議を行い、施設利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障のないよう安全に十分に注意して行わなければならない。

（5）公害対策

業務着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のないよう、業務完了まで万全の対策を講じること。

(6) 産業廃棄物の処理

業務に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し適切に処理すること。

(7) 危険物の保管

危険物等については、現場に放置することなく、保管を厳重に行い、盗難を防止するとともに、保管数量についても作業前、作業終了後の確認等確実な処理を行うこと。

(8) 法令遵守

関係法令に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続きを遅滞なく行うこと。

(9) その他

- ・業務完了後は担当職員の立会検査を受け、合格後に引き渡しを行うこと。
- ・業務中、本業務の目的を満たすために必要な業務が生じた場合は、担当職員と協議しこの承諾を受けてから施工すること。
- ・本業務は、滋賀県暴力団排除条例ならびに「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」を遵守し契約を締結する。
- ・各種下請業者、製造所等県下で供給できるものについては、できるだけ県内業者を選定すること。
- ・全ての業務完了後、業務写真等を履行期限までに提出すること。なお、写真はカラーとし、着手前、業務中、業務完了後の各状況が明確に判別できるものを提出すること。
- ・担当職員の指示により施工計画書を作成し、承諾を受けなければならない。

(10) 問い合わせ先

滋賀県立伊吹高等学校 事務室 担当：矢守

住所：〒521-0226 滋賀県米原市朝日 3 0 2

電話：0749-55-2350

FAX：0749-55-2778

